

# インターネット大手「BATJ」の金融業戦略に新動向 ～金融から技術への移転が進む

中国投資銀行部  
中国調査室

## メインピックス .....2

### インターネット大手「BATJ」の金融業戦略に新動向～金融から技術への移転が進む .....2

- 中国における金融と技術の融合であるフィンテックが発展する中、インターネット大手 4 社「BATJ」(Baidu、Alibaba、Tencent、JD.COM)の金融業務の展開はいつも業界の注目を集めている。2016 年に、金融リスク防止が施策の重点となった以降、フィンテック産業を取り巻く環境は厳しくなり、監督管理の強化が BATJ の金融業務展開に新たな挑戦をもたらしている。2018 年に入ってから、BATJ は新たな商業環境に適応するために、従来の経営戦略を見直し始めている。
- 金融リスク防止を目的とする監督管理の強化は BATJ の金融業における業務展開を慎重にさせ、フィンテックの発展を減速させたように見える。しかしながら、実際には、インターネット金融の「小型零細、普惠、伝統的金融機関の補完」という位置づけを徹底させ、業界の規範化と健全な発展を促進する効果がある。BATJ はフィンテックと伝統的金融の調合を実現するためのパイオニア的な存在であり、その動向を引き続き注目していく必要がある。

## プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士 .....7

### 国際サービス取引にかかわる間接税について .....7

- 従来、国際税務といえば、所得にかかわる課税すなわち法人税や所得税などの直接税を対象とすることを意味しており、付加価値税等の間接税が国際税務の場面で議論されることはありませんでした。この背景には、一つには近年多くの国において採用されている付加価値税は、その歴史からみて、そもそも国境調整税として他国に影響を与えないものとして発展してきたことがあげられるでしょう。以降では、これらの国際取引サービスにかかわる間接税についての日本及び中国における取扱いを考察し、日中間における国際取引サービスにかかわる注意点について理解していきたいと思えます。

## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年5～6月) .....10

# メントピックス

## インターネット大手「BATJ」の金融業戦略に新動向～金融から技術への移転が進む

中国における金融と技術の融合であるフィンテックが発展する中、インターネット大手4社「BATJ」(Baidu、Alibaba、Tencent、JD.COM)の金融業務の展開はいつも業界の注目を集めている。2016年より、金融リスク防止が施策の重点となった以降、フィンテック産業を取り巻く環境は厳しくなり、監督管理の強化がBATJの金融業務展開に新たな挑戦をもたらしている。2018年に入ってから、BATJは新たな商業環境に適応するために、従来の経営戦略を見直し始めている。

本稿では、BATJの金融分野の業務展開を紹介し、2018年以降の新動向をまとめたいうえで、これからのフィンテック企業と伝統的金融機関の発展の方向を分析する。

### I. 金融業参入者としての「BATJ」

2013年は中国の「インターネット金融元年」と呼ばれている。その中で、「BATJ」(Baidu、Alibaba、Tencent、JD.COM)を代表としたインターネット大手各社にとって金融業界での活発化がインターネット金融業界の大きな推進力となった。同じインターネット大手でありながら、Alibaba、JD.COMは電子商系、Baiduは技術系、TencentはSNS系とそれぞれに得意分野がある。インターネット金融の高速発展期間においては、これらのインターネット業者は各自の業務内容に適応するような金融サービスを伝統業務に取り入れ、ユーザーに対する付加価値を向上させるとともに、独自の金融プラットフォームを構築することを図っている。

図表1が示したように、この大手4社は業務経営、金融業務許可書の取得、他社への株式参加といった方法で、金融業界の様々な分野において積極的に参入活動を行ってきた。決済、貸借、保険、銀行、ファンド、クラウドファンディング、理財、信用情報といった分野において、大手4社が金融産業の全般業務に関連するサービスを提供している。その中、Baidu、Alibaba、JD.COMは金融専門の独立した会社を設立した。Tencentは金融業務の独立化を行わなかったが、金融業務の推定価値を見れば、Alibabaの金融分野の独立会社である蚂蚁金服の企業価値(1600億米ドル)に近い水準に達している。

【図表1】「BATJ」大手4社の金融業マップ

	Baidu	Alibaba	Tencent	JD.COM
	百度	アリババ	テンセント	京東
伝統業務分野	検索	EC	SNS	EC
時価総額(2018年5月1日時点)	879億米ドル	4,606億米ドル	4,763億米ドル	535億米ドル
金融分野の独立会社	度小満	蚂蚁金服	—	京東金融
企業価値(2018年5月1日時点)	35億～38億米ドル	1,600億米ドル	1,400億米ドル(推計)	261億～300億米ドル
ユーザー数	1億	6.22億	8億	4億
決済	百度钱包	支付宝(アリペイ)	財付通(Tenpay)	網銀在銭、京東支付
貸付	有銭花	蚂蚁小貸、花呗	微粒貸	商流ファイナンス、京東白条
理財	百度理财	招财宝、余额宝など	理财通	京東小金庫
ファンド	—	天弘基金(筆頭株主)	関連業者に投資	—
保険	百安保険* (百度、安聯保険、高額資本で提携)	衆安保険 (アリババ、テンセント、平安保険で提携)	衆安保険 (アリババ、テンセント、平安保険で提携)	京東保険
証券	—	関連業者に投資	関連業者に投資	「白条ABS」
銀行	百信銀行(他社と提携)	浙江網商銀行(筆頭株主)	深セン前海微衆銀行(筆頭株主)	—
信用情報	—	芝麻信用	騰訊征信	—
クラウドファンディング	—	蚂蚁達客、淘宝クラウドファンディング	—	京東クラウドファンディング、京東東家

(出所)公開情報より当行中国調査室作成

注\*:2018年5月時点では、百安保険会社はまだ営業許可を正式に取得していない。

Alibaba は 2004 年に、電子商取引業務の派生決済サービスとして支付宝を設立したが、その後、第三者決済会社として電子商取引業務から独立させた。2011 年、支付宝が中国人民銀行による第三者決済業務許可書を取得してから、金融分野で業務基盤を迅速に広げ、余额宝、定期理財、網商銀行、芝麻信用、螞蟻金融クラウドコンピューティングサービスなどを含む巨大な「螞蟻帝国」を形成した。2018 年 5 月で、ユーザー数は 6.2 億人に達したが、その中には、小型零細企業の経営者が含まれている。

Tencent は Alibaba と同じ時期に第三者決済業務許可を取得した。ただし、Alibaba の電子商という商業的な属性と違い、Tencent は SNS というソーシャルネットワーク的な属性を有している。ソーシャルネットワークと密接に関連しているからこそ、Tencent は他の 3 社のように、金融業務を簡単には独立させないのである。現在では、SNS の基盤である WeChat を入り口として、第三者決済業務を始め、理財通、微粒貸といった総合金融サービスプラットフォームを構築している。Tencent 金融サービスのユーザー数は 8 億人を超えたと報道された。

JD.COM は 2012 年に第三者決済業者の網銀在線を買収し、自社の決済業務を開始したが、第三者決済市場は Tencent と Alibaba によって寡占されたため、後発者としてシェアを拡大するには困難であった。JD.COM は自社の電子商取引業務を元に、商流ファイナンスや京東白条を始めとした金融サービスを提供するようになった。ユーザー数は Tencent と Alibaba に続いて 4 億人に達している。

Baidu の金融業界への参入は他の 3 社と比べて比較的遅く、2013 年に第三者決済業務許可書を取得した。また、検索サービス業務については、金融産業との接点が少ないことも、Baidu の金融業参入への障壁となったと思われる。

### 業務許可書の取得状況から見る BATJ の活動

【図表2】BATJの業務許可取得状況(2017年末時点)

会社	Baidu	Alibaba	Tencent	JD.COM
銀行	○	○	○	×
証券	×	×	○	×
保険会社	○	○	○	○
保険仲介	×	○	○	×
ファンド販売	×	○	○	○
信託	×	×	×	×
第三者決済	○	○	○	○
消費金融	×	×	×	×
小額貸付	○	○	○	○
信用情報	×	○	○	×

(出所)公開情報より当行中国調査室作成

現段階の金融業務許可書の取得状況から見れば、信託業務・消費金融の業務許可書の取得は難易度が高いと推測できる。それに続き、公募ファンドと証券の業務許可も比較的難しいようである。それに対し、小額貸付、ファンド販売、保険仲介といった営業許可はすでに BATJ 各社によって取得された。また、保険業務許可には保険会社業務、保険仲介業務といった 2 つの業務許可があるが、Alibaba と Tencent は保険業務に積極的に開拓し、保険関連業務許可をすでに入手した。

銀行業務については、「BAT」インターネット各社が株主として新型銀行を立ち上げた。2014 年 12 月、Tencent が主導で設立した深セン前海微衆銀行が営業開始した。2015 年 6 月、Alibaba が筆頭株主である浙江網商銀行が正式に開業した。2017 年 11 月、中信銀行と Baidu が共同出資して設立した独立法人の百信銀行が正式に開業した。

他の三社と比べ、JD.COM は金融産業全般に参入する代わりに、自社の得意分野の商流ファイナンス、消費

関連の小額貸付業務に力を入れてきた。すなわち、電子商取引というビジネスシナリオにおいて必要とされる企業向け貸付、個人向け貸付の金融サービスを独自で包括的に提供する。

## II. 監督管理強化に対応するため、「脱金融」戦略に転換

### 金融リスク防止対策のレベルアップ

2017年末の中央経済工作会議は、「重大リスクの防止」を経営の3大課題の1つとして取り上げており、その中に、最も重要なのは金融リスクの防止であることを強調した。政府工作報告では、金融リスクの防止について、「シャドバンキング、インターネット金融、金融持株会社に対する監督管理を強化する」という方針を打ち出した。それに加え、P2P レンディング、「現金貸」といったインターネット金融業界におけるリスク事件が多発したため、2018年に入ってから、当局は金融リスク防止という方針の基で監督管理を一層強化している。

#### ◆ P2P ネット貸借

P2P ネット貸借業界に対する規制強化は2015年末から2年間にわたって行われてきた。カストディ制度、取引金額制限に続き、リスク防止対策行動が実施されてから、P2P 業者数は大幅に減少した。2016年11月にP2P 貸借情報仲介登録管理ガイドラインが発表され、P2P 業者の経営が正常化するきっかけであると期待された。2018年3月末時点、20省・直轄市が登録管理の細則を公表したが、2018年4月、金融監督管理当局はP2P ネット貸借業者の登録を一時停止するよう求めた。このように、P2P 業界の制度的不確実な要因が多いため、BATJを代表とする大手会社はこの分野に距離を取っておくことにしている。

#### ◆ 第三者決済

第三者決済業界に対するリスク対策行動が2016年4月から開始された。第三者決済機関取引を規範化するため、2017年8月に発表された「209号文」は決済プラットフォーム「網聯」の構築を求めた（網聯の発足は2018年6月30日と設定されている）。これを受け、第三者決済機関経由での銀行間の直接取引が禁止され、グレーゾーンであった第三者決済市場も金融監督管理当局に管轄されることになる。また、2017年12月に発表された「バーコード決済業務規範（試行）」はバーコードによる決済に当たり、取引制限額を設定した。バーコードによるモバイル決済の参加者は第三者決済機関だけでなく、銀行も積極的に進出している。新たな秩序に適応するために、第三者決済大手は既存業務をそれに合わせて調整しなければならない。特に、Tencent や Alibaba にとっては、自由に発展してきた決済業務が規制されるようにあったことが大きな挑戦といえよう。

#### ◆ 資産管理

P2P ネット貸借や第三者決済のほか、2018年に入ってから、資産管理業務に対する取締の強化もインターネット金融業界に大きな影響を及ぼした。2018年4月に、「インターネット経由の資産管理業務の対策行動の強化に関する通知」が発表され、無許可のインターネットによる資産管理商品の公開販売が厳禁されるようになった。ただし、制限されるのはあくまでも無許可の業務であり、京東金融や螞蟻金服のようなファンド販売許可書を取得した業者に対しては、市場シェアを拡大するチャンスになると見られる。

#### ◆ 金融持株会社

監督管理当局は金融リスクの防止を今まで以上に重視するようになり、業務許可書の関連管理を強化し、システマチックに重要な金融機関や金融持株会社に対する監督管理方案も制定されている。BATJ のようなインターネット大手が金融関連業務の実施や金融分野の関連投資を進めることにより、将来的には、金融持株会社として金融監督管理当局からの規制が強化されると見られる。

### BATJ は「脱金融」で金融規制強化に対応するか

金融業界における新たな規制や業界基準が続々と打ち出される中、BATJ にとっては、従来の業務内容を新規制・新基準に適応させるための工夫が必要となっている。また、インターネット大手会社が金融業界の浸透



は、伝統的金融機関の業務基盤を揺るがすほどの規模まで発展してきた状況に対し、当局は目標の絞った対策を開始した。たとえば、Alibaba 傘下の余额宝(マネー・マーケット・ファンド)の残高規模は1.7兆元に達し、大型商業銀行の個人預金残高に近い規模に達している。これに対し、2017年9月に、当局はマネー・マーケット・ファンドの流動性リスク管理に関する規定を発表し、マネー・マーケット・ファンド基金規模の迅速な拡大に歯止めをかけた。余额宝は個人投資規模の制限や取引規模の縮小など、監督管理政策に合わせて業務内容を調整し始めている。

監督管理上の高圧的な背景では、インターネット大手はリスク回避や業務経営の利便性を高めるために、次々と金融業務部を独立させている。それに加え、インターネット大手会社の責任者は様々な場面で、将来的には、具体的な金融業務より、「金融関連技術」に力を入れていく姿勢を示している。

- 2017年初頭、蚂蚁金服は「TechFin」という概念を提起し、将来的には、自社の業務内容を「Tech(技術)」に集中させ、技術会社としての位置づけを強調し、技術的バックアップとして「Fin(金融)」業者の提携を図っていく方向性を示した。
- 2018年4月に、京東金融は将来的には、金融資産関連業務を銀行などの伝統的金融機関に移転し、自社が金融機関向けの技術サービスを提供することに集中するというビジョンを示した。すなわち、対個人ユーザー(「to C」)の金融業務の代わりに、対企業(「to B」)の技術提供業務に転換する。
- 2018年5月時点では、Tencent は「BATJ」の中で、金融業務の独立を行っていない唯一の会社として、「脱金融」の意向を見せていないが、これから金融機関とユーザーの仲介役として、金融機関との技術的サポートを提供していくことを目標としている。

とはいえ、現段階では、「BATJ」にとっては、金融業務は依然として金融サービス部門の主な収入源となっている。たとえば、2017年のBaiduの金融関連業務の営業純収益は30~40億元と報道されるが、それは純収益全体の16.3%~21.8%を占めている。2017年にTencentの金融関連業務収入が収入全体に占める割合が21.2%に達した。こうしてみれば、各社が掲げている「脱金融」戦略を実現するには、それなりに大きなビジネスチャンスを手放すことが避けられない。この収益上のギャップはどのように埋めるのかは各社にとっては大きな課題であろう。

### Ⅲ. インターネット企業と伝統的金融機関の競合と協力

2013年から今までの5年間で、BATJを代表とするフィンテック企業と伝統的金融機関の間の提携関係がますます明確になりつつある。BATJをはじめとするフィンテック業者と伝統的金融業者の提携が適切に進められれば、「Win-Win」の結果が期待できる。フィンテック業者は技術開発や技術実用化に長けており、ビッグデータによってユーザーのニーズを確実にとらえるだけでなく、EコマースやSNSといった得意分野におけるユーザー層も金融サービスの潜在顧客でもある。

目下では、BATJが膨大なユーザー層、データ分析の技術などを提供する一方、金融機関が資金、リスクマネジメントといった面で力を出すことが理想像といわれるが、実行に移すことがかなり難しいようである。たとえば、銀行にとっては、BATJと提携した場合、技術的協力を得た一方、自社のデータをBATJに提供する必要があるが、BATJはデータを銀行に開示することはないため、銀行は不利な立場に立たされるという懸念がある。また、BATJ傘下の金融事業体がある程度、伝統的金融機関と競合相手になっている。

【図表3】「BATJ」と大型銀行の提携動向

時間	提携業者		提携内容
2017年3月	Alibaba	建設銀行	(開示されていない)
2017年6月	JD.COM	工商銀行	「工銀小白」「知恵貴金属店」といった2つのサービスを開始
2017年12月	Tencent	中国銀行	香港微信钱包と中国銀行はユーザー口座の一体化を実現
2018年2月	Baidu	農業銀行	「フィンテック聯合イノベーション実験室」を設立、小額貸付業務「AB貸」を開始

(出所) 公開情報より当行中国調査室作成

BATJの動向からみると、2017年3月から2018年2月までに、このインターネット大手4社は国有商業銀行大手4社との提携をそれぞれ実現したが、公開された情報から見れば、提携活動はまだ局部的で初歩段階に止まっている。BATJにとって、実務上の利益より、大手銀行との提携による宣伝効果のほうが大きいとの見方がある。むしろ、技術開発資金が比較的不足している中小銀行は、BATJと深く提携する将来性が高いと考えられる。

金融リスク防止を目的とする監督管理の強化は、BATJの金融業における業務展開を慎重にさせ、フィンテックの発展を減速させたように見える。しかしながら、実際には、インターネット金融の「小型零細、普惠<sup>1</sup>、伝統的金融機関の補完」という位置づけを徹底させ、業界の規範化と健全な発展を促進する効果がある。BATJはフィンテックと伝統的金融の調合を実現するためのパイオニア的な存在であり、その動向を引き続き注目していく必要がある。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 于瑛琪

---

<sup>1</sup> 普惠金融は機会平等、および持続可能な経営を原則とし、政策上のサポートなどで金融システム、金融インフラを健全化し、合理的なコストで金融サービスを必要とする社会各階級と団体に適切、有効な金融サービスを提供することであるとされている。そのサービス対象は一般的に農民、小型・零細企業、低所得者層、障害者、高齢者などである。

# プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

## 国際サービス取引にかかわる間接税について

### 租税にかかわる国際的観点

従来、国際税務といえば、所得にかかわる課税すなわち法人税や所得税などの直接税を対象とすることを意味しており、付加価値税等の間接税が国際税務の場面で議論されることはありませんでした。この背景には、一つには近年多くの国において採用されている付加価値税は、その歴史からみて、そもそも国境調整税として他国に影響を与えないものとして発展してきたことがあげられるでしょう。

### 間接税

間接税とは、納税義務者(最終消費者)と担税者(納税者)が異なる税制をいいますが、基本的には消費税(VAT: Value Added Tax)のことを指すことが多く、また、ここでいう消費税(VAT)とは総合的名称であり、日本において消費税と呼ばれるもの、中国においては増徴税と呼ばれるものを含みます。

### 国境調整税

国境調整税とは、国境税とも呼ばれ、輸出入により商品が国境を出入りする際に賦課または還付される租税をいい、消費税がその代表といわれます。

この国境調整税の背景には、いまから 60 年程前の欧州の状況があります。当時欧州において、各国が激しい互いに輸出競争を展開していると同時に、当時強大であった米国、ソ連に対応するための欧州諸国による統合単一市場の実現が目標とされ、その際には各国の有する輸出補助金が重大な問題となっていました。各国による議論の結果、その廃止に向けた取組の中で国際ルールとして輸出時に輸出価格から間接税分を還付することは認めるものとされました。ここで、注目されたのが 1954 年にフランスにおいて導入されたばかりの付加価値税(VAT)としての消費税です。その当時多くの国において採用されていた間接税はまちまちであり、輸出段階で商品価格から間接税部分を正確に取り出すことはほぼ不可能な状態でしたが、VAT は生産と流通のいかなる段階にあっても、その商品価格に占める間接税の割合が明確であるというメリットを有していました。このような背景により、VAT はまず欧州において広く採用されるようになり、その後、国境調整税という性質を有したまま、世界各地に広がっていくことになりました。

このような発展を遂げてきた消費税ですが、財貨の輸出入と異なり国を跨ぐサービス取引においてはその国境区分が難しいことや、近年国際サービス取引が経済に占める重要性がますます高まってきたことから、国際サービス取引にかかわる間接税の議論についても盛んにおこなわれるようになってきています。

以降では、これらの国際取引サービスにかかわる間接税についての日本及び中国における取扱いを考察し、日中間における国際取引サービスにかかわる注意点について理解していきたいと思えます。

### 日本における消費税課税

原則: 事業者が国内において行う課税資産の譲渡等

役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、役務の提供が行われた場所により行うものとされています(消法四三二)。

ここで、より具体的には、以下のように判断されるものとなっています。

①国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送

当該旅客又は貨物の出発地若しくは発送地又は到着地

②国内及び国内以外の地域にわたって行われる通信

発信地又は受信地

③国内及び国内以外の地域にわたって行われる郵便又は信書便

差出地又は配達地

④保険

保険に係る事業を営む者(代理店を除く。)の保険の契約の締結に係る事務所等の所在地

⑤専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、監督又は検査に係る役務の提供で建設又は製造に関するもの

当該生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

⑥前各号に掲げる役務の提供以外のもので国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

**サービス輸入(国外に所在する者から受ける役務提供)**

原則: 国外に所在する者からの役務の提供については、消費税は課税されない。

厳密には、役務の提供の場所が明らかにされていないものや、役務の提供が国内と国外の間において連続して行われるもの及び同一の者に対して行われる役務の提供で役務の提供場所が国内と国外の双方で行われるもののうち、その対価の額が合理的に区分されていないものについて、基本的に国外取引として消費税が課税されないものとなっています。

この理論的な背景は、消費税の国境調整税と呼ばれる性質によるもので、財またはサービスの自国における消費を課税対象行為とすることから、役務提供者が日本国外に所在している場合には、その消費行為が日本国内において行われたものなのか否かが明確になりにくく、厳格な意味における課税を行うことができないというものがああります。

また、もう一つの実務的な背景として、消費税の間接税としての性質によるものがあり、仮に理論的に消費行為が日本国内で行われたものと判明していたとしても、消費者が税金部分を含め対価を国外の役務提供者に支払った場合には、日本国外の役務提供者に対して直接課税を行うことができないというものでした。

例外: 電気通信利用役務の提供

平成27年10月1日以後、電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供(「電気通信利用役務の提供」)については、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準(内外判定基準)について、役務の提供を受ける者の住所等とし、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても消費税課税対象となっています。

ここでは、上述の理論的側面について、課税対象行為判定地を、役務提供者の所在地から役務受領者の所在地として基準を変更することにより国内取引とし、さらに、実務的な課税方法については、事業者向け取引(B2B)についてはリバースチャージ方式(国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う方式)、消費者向け取引(B2C)については国外事業者登録制度を採用することにより従来の問題を解消することとなりました。



## サービス輸出(非居住者に対する役務の提供)

原則:

非居住者に対して行われる役務の提供については、消費税を免除するものとされています。

ここでの背景は、消費税の国境調整税と呼ばれる性質によるもので、財またはサービスの(自国における)消費を課税対象行為とすることから、役務提供者が日本国外に所在している場合には、その消費行為が日本国内において行われたものなのかまたは国外で行われたものなのかが明確になりにくく、厳格な意味における課税を行うことができないというものといえます。

例外:

非居住者に対する役務の提供であっても、次のものは消費税が免除されません。

- (1) 国内に所在する資産の運送や保管
- (2) 国内における宿泊や飲食
- (3) (1)及び(2)に準ずるもので、国内において直接便益を受けるもの

上述の観点から、消費行為が日本国内であることが明確となる一定の取引については、課税を免除しないものとしたものといえます。

以上より、日本の消費税においては原則として仕向地主義が採用されているものの、サービス輸入については、一部原産地主義が採用されているものといえます。

## 仕向地主義と原産地主義

国際税務の考え方の中では、仕向地主義(Destination Principal)と原産地主義(Origin Principal)が存在しており、それぞれ前者では消費地(輸入国)における課税、後者では生産国(輸出国)における課税が志向されるものとなっています。

これらの考え方は、上述の国境調整税の発展形態に見られるように、そもそも何らかの理論的背景に基づいてできたルールではなく、国際的な政治関係に揉まれながら編み出されてきた結果といえ、各国が必ず協調して従わなければならないルールというものではないともいえます。

次回以降においては、中国における国際サービス取引にかかわる間接税の課税関係を見ていきたいと思えます。

当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

**望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー**

**東京公認会計士協会租税委員会委員**

**IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)**

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年5~6月)

- MUFG BK 中国月報 第148号(2018年6月)  
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jhjsq0pz54H7321c721lid0jhjsseiv0f>  
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/5/23  
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jhk5g6gx5aH307abc24lid0jhk5ik9ti8>  
国際業務部
- 経済マンスリー(2018年4月)  
<http://www.bk.mufig.jp/report/ecomon2018/index.htm>  
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214